

全国児童厚生員研究協議会規約

(名称)

第1条 本会は「全国児童厚生員研究協議会」(略称「全児研」)という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東京都渋谷区渋谷2-12-15日本薬学会ビル7階 一般財団法人児童健全育成推進財団内におく。

(目的)

第3条 本会は、全国の児童厚生員および放課後児童支援員等児童健全育成関係者(以下「児童厚生員等」という)の研究協議と情報交換によるネットワークによって、関係職員の資質向上と専門性の確立を目指し、もって児童健全育成の向上に資することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- (1) 児童厚生員等のネットワークの促進
- (2) 児童健全育成活動に関する研究協議と社会啓発
- (3) 児童厚生員等の専門性の確立に資する研修
- (4) その他、本会の目的に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、児童厚生員等の有志で構成する。

- (1) 正会員 児童館・放課後児童クラブ職員
 - (2) 賛助会員 その他この会を支援する関係者等
2. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(入会)

第6条 本会に入会するものは、既会員の推薦を必要とし、入会申込書を会長へ提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会するときは、書面でその旨を届け出なければならない。

2. 会員が本会の名誉を著しく汚した場合、もしくは会費を納入しない場合、理事会はその会員に対して退会を命ずることができる。

(役員)

第8条 役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任理事 15名以内
- (4) 拡大理事 適宜
- (5) 監事 2名以内

2. 役員は、総会において選任する。

3. 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、総会から総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 . 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその任務をおこなう。

(相談役)

第 10 条 本会には相談役をおくことができる。

2 . 相談役は、理事会の推薦・承認を得て、会長がこれを委嘱する。

(総会)

第 11 条 総会は、理事会の決定に基づき会長が招集し、会長または会長が指名した者が議長となる。

(理事会)

第 12 条 理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

必要に応じて会長が招集し、会長または会長が指名した者が議長となる。

(定足数)

第 13 条 理事会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席 (書面による委任状含む) をもって成立する。

(議決)

第 14 条 理事会は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会費)

第 15 条 本会の会費は一口を 1,000 円として、会員はこれを納入しなければならない。

2 . 理事会が必要と認めた場合は、用途を明らかにして別途徴収することができる。

(会計)

第 16 条 本会の経費は、会費および寄付金・補助金・協賛金等によるものとし、理事会の承認を受けた者が会計を管理する。

2 . 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌 3 月末日までとする。

(規約変更)

第 18 条 この規約の変更には、理事会の承認を得なければならない。

(解散)

第 19 条 本会が解散する場合は、役員 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 . 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、同目的の団体に贈与するものとする。

附 則 この規約は、平成 14 年 2 月 10 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 16 年 5 月 8 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 17 年 7 月 17 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 19 年 11 月 3 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 24 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。